＜厚生労働大臣の定める掲示事項＞

当院は、厚生労働大臣に定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

・入院基本料に関する事項

急性期一般入院料6

1日に14人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

朝9時～夕方17時まで看護職員1人あたりの受け持ち数は5人以内です。

夕方17時～朝9時まで看護職員1人あたりの受け持ち数は16人以内です。

・地方厚生局への届出事項に関する事項

入院時食事療養

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で実施しております。

朝食：8時、昼食：正午、夕食：18時